

第 7 期八雲町障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 の進捗状況について

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

「障害福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条、「障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 において市町村が定めることとされており、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すうえでのサービス提供の基本方向を示すことを目的とした計画です。八雲町では、令和 6 年 3 月に第 7 期八雲町障害福祉計画・第 3 期八雲町障害児福祉計画を策定しており、計画期間は令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月までとしています。

2 障害福祉サービスの支給量の見込みと実績

2-1 日中活動系サービス

1. 療養介護

【主な対象者】病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で、①ALS^{※1} 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており障害支援区分^{※2} が区分 6 の方、②筋ジストロフィー^{※3} 患者又は重症心身障がいのある方で区分 5 以上の方

【実施内容】病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として日中、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【町内の事業所数】なし

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
利用者数 (単位：人/月)	計画	7	7	7	3	3	3
	実績	5	3	3	3	3	

※各年度の計画・実績は各月の平均値を掲載しています。ただし、利用者数の少ないサービスについては、年間の利用者数を掲載しています。令和 5 年度の実績欄については、令和 5 年 10 月の利用人数又は年間見込み利用者数を掲載しています（以下、各項目同様）。

※1 手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。

※2 障害福祉サービスを利用するにあたって、市町村の障害認定審査会が認定するもので、必要な支援の量・度を区分 1 から区分 6 まで 6 段階で表し、区分 1 が最も支援が少なく、区分 6 が最も支援が多い。

※3 骨格筋の壊死・再生を主病変とする遺伝性筋疾患の総称。

2. 生活介護

【主な対象者】地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が必要な方で、①区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、②50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）の方

【実施内容】地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	49	49	49	46	46	46
	実績	50	46	45	45	45	
利用日数 (単位：日/月)	計画	1,127	1,127	1,127	1,058	1,058	1,058
	実績	1086	1026	969	991	999	

3. 自立訓練（生活訓練）

【主な対象者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ① 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- ② 特別支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

【実施内容】地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	2	1	1	
利用日数 (単位：日/月)	計画	23	23	23	46	46	46
	実績	19	27	35	6	19	

4. 宿泊型自立訓練

【主な対象者】自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

【実施内容】居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R 3	R 4	R 5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	2	1	1	
利用日数 (単位：日/月)	計画	31	31	31	62	62	62
	実績	27	27	47	9	24	

5. 就労移行支援

【主な対象者】就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方

【実施内容】生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	6	6	6	5	5	5
	実績	5	5	5	9	6	
利用日数 (単位：日/月)	計画	138	138	138	115	115	115
	実績	83	81	106	141	103	

6. 就労継続支援 A 型

【主な対象者】企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方

③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方

【実施内容】生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	2	2	2	
利用日数 (単位：日/月)	計画	69	69	69	69	69	69
	実績	41	41	40	42	42	

7. 就労継続支援 B 型

【主な対象者】就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方

- ① 就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援を利用したが、B 型の利用が適当と判断された方
- ③ 上記に該当しない方で、50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級受給者

【実施内容】生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【町内の事業所数】4 か所

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	101	107	113	114	118	122
	実績	97	101	110	113	117	
利用日数 (単位：日/月)	計画	2,323	2,461	2,599	2,622	2,714	2,806
	実績	1,877	2,076	2,074	2,063	2,172	

8. 就労定着支援

【主な対象者】就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

【実施内容】障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【町内の事業所数】なし

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	4	4	4	2	2	2
	実績	2	0	0	0	0	
利用日数 (単位：日/月)	計画	8	8	8	4	4	4
	実績	2	0	0	0	0	

9. 短期入所

【主な対象者】 居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある方

【実施内容】 障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【町内の事業所数】 なし

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	1	0	1	2	
利用日数 (単位：日/月)	計画	7	7	7	7	7	7
	実績	6	0.4	0	1	5	

2-2 居住系サービス

1. 共同生活援助（グループホーム）

【主な対象者】身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者

【実施内容】地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行います。

【町内の事業所数】6か所（定員39名 ※サテライト含む）

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	79	81	83	87	89	91
	実績	80	81	85	83	87	
町内における定員 (単位：人)	計画	41	41	41	41	41	41
	実績	37	39	39	39	39	

2. 施設入所支援

【主な対象者】

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）
- ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

【実施内容】施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	42	41	41	35	34	34
	実績	41	40	35	35	34	

2-3 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

【主な対象者】区分1以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である方

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【町内の事業所数】3か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	8	8	8
	実績	8	7	8	6	6	
利用時間数 (単位：時間/月)	計画	—	—	—	80	80	80
	実績	73	68	66	53	51	

2. 重度訪問介護

【主な対象者】重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（区分4以上）

重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする方

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【町内の事業所数】2か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	1	1	1	
利用時間数 (単位：時間/月)	計画	—	—	—	962	962	962
	実績	0	0	665	678	420	

3. 同行援護

【主な対象者】視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である方

【実施内容】外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【町内の事業所数】なし

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	

2-4 相談支援

1. 計画相談支援

【主な対象者】障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する方

【実施内容】サービス利用支援は障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。また、継続サービス利用支援（モニタリング）はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

【町内の事業所数】3か所

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実利用者数 (単位：人/年)	計画	187	189	191	188	192	196
	実績	170	180	184	180	186	

3 児童福祉法関係

1. 児童発達支援

【主な対象者】療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等

【実施内容】日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【町内の事業所数】2か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	6	6	6	7	7	7
	実績	2	4	9	8	4	
利用日数 (単位：日/月)	計画	138	138	138	161	161	161
	実績	40	62	111	104	71	

2. 医療型児童発達支援

【主な対象者】上肢・下肢・体幹機能のいずれかに障がいのある児童

【実施内容】医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通所し、日常生活における基本動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

【町内の事業所数】なし

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
利用日数 (単位：日/月)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0	—	—	—

※児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日公布）により、令和6年4月より「医療型児童発達支援」を廃止し、児童発達支援に一元化されています。

3. 放課後等デイサービス

【主な対象者】就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児等

【実施内容】個別療育や集団療育を行います。

【町内の事業所数】4か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/月)	計画	44	48	52	47	48	49
	実績	41	40	44	47	55	
利用日数 (単位：日/月)	計画	1,012	1,104	1,196	1,081	1,104	1,127
	実績	661	629	663	692	717	

4. 障害児相談支援

【主な対象者】障害児通所支援を利用するすべての障がい児等

【実施内容】障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を提供します。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する障がい児等に「障害児支援利用計画案」の作成を行います。また、継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切かどうかの検証を行い、必要に応じ、計画の変更などを行います（モニタリング）。

【町内の事業所数】3か所

		第2期計画			第3期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	37	40	43	38	39	40
	実績	38	35	37	42	37	

4 地域生活支援事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

○八雲町の取り組み

「障がいに関する理解促進・啓発を目的とした講演会」「障がい者週間（12/3～9）に関するポスター展」「ヘルプマーク及びヘルプカードの配布」 など

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施状況	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施	実施	実施	

※各年度の計画・実績は年間の数値を掲載しています。

2. 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

※令和 2 年 4 月 障がい者基幹相談支援センターが、総合相談のワンストップ窓口として開設。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	

3. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (人/年)	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	1	1	1	

4. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。八雲町では、手話通訳者の派遣を行っています。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	

5. 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

(単位：件/年)

			第 6 期計画			第 7 期計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用 件 数	介護・訓練 支援用具	計画	3	3	3	2	2	2
		実績	0	0	2	0	0	
	自立生活 支援用具	計画	12	12	12	6	6	6
		実績	1	1	6	4	4	
	在宅療養等 支援用具	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	0	1	2	1	3	
	情報・意思 疎通支援用具	計画	5	5	5	5	5	5
		実績	4	5	5	4	3	
	排泄管理 支援用具	計画	570	600	630	600	600	600
		実績	596	584	600	494	519	
	居宅生活動作 補助用具	計画	5	5	5	2	2	2
		実績	0	2	2	1	1	

6. 移動支援事業（個別移動支援）

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、ホームヘルパーが付き添い、車いすを押す、食事の介助、危険回避などの支援を行います。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	2	2	2	1	1	
利用時間数 (単位：時間/年)	計画	90	90	90	90	90	90
	実績	14.5	16	10	12	8.5	

7. 移動支援事業（車両移動支援）

障がい者団体に福祉バスを貸し出し、団体の活動等を支援します。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用回数 (単位：回/年)	計画	10	10	10	8	8	8
	実績	2	3	5	5	6	

8. 移動支援事業（重度障がい児通学費助成事業）

重度障がい児が適切に教育を受けられる環境を整えるため、通学のためのタクシー運賃を助成し、保護者の経済的負担と介護負担を軽減します。平成 29 年 4 月から始めた事業です。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	

9. 自動車改造助成事業

身体に障がいのある方の社会参加を目的として、障がい者が所有し運転する自動車のハンドル、ウィンカーなどの改造に要する費用の一部を助成します（助成額の上限 10 万円）。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	

10. 障がい者日中一時支援事業

障がい児や障がい者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的休息（レスパイト）を目的とします。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数 (単位：人/年)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0	0	0	

11. レクリエーション活動等支援事業

レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等が運動に触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための支援を目的とします。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用団体数 (単位：回/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	

12. 町広報紙等音声化事業

町広報紙や町議会広報紙を読むことが困難な障がい者に、広報紙の内容を音声化したＣＤを郵送する事業です。平成 28 年度から地域生活支援事業の 1 つとして実施しています。

		第 6 期計画			第 7 期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数※ (単位：人/年)	計画	5	5	5	4	4	4
	実績	5	4	3	3	3	

※各年度中に、町広報紙及び町議会広報紙のＣＤを送った実人数。

13. 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行います。八雲町では、檜山南部4町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町）と「南檜山あゆみ共同作業所」を共同設置しています。

		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	
利用者数 (単位：人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	